



LINEで情報提供します

微小粒子状物質(PM2.5)・光化学オキシダント

問い合わせ先

- ▷ 大気汚染物質に関すること：環境課生活環境担当
☎(584)1111(代) 📠(584)1147 📠 1001242
- ▷ 市LINE公式アカウントの登録に関すること：秘書広報課
広報広聴担当
☎(584)1111(代) 📠(584)1145 📠 1007487

日差しが強くなり気温が高くなると、大気汚染物質(PM2.5や光化学オキシダント)が発生しやすくなります。大気中濃度が高い場合、市LINE公式アカウントで情報提供を行います。

呼吸器や循環器に持病がある人、子どもや高齢者は、慎重な行動を取ってください。

なお、大気汚染物質の濃度測定情報は県ウェブサイト「福岡県の大気環境状況」で確認できます。



▲大気環境状況
(県ウェブサイト)

○大気汚染物質の濃度が高い場合の対応

- ▷ 不要不急の外出を控える
- ▷ 屋外での長時間の作業、運動は控える
- ▷ 換気や窓の開閉を必要最小限にする
- ▷ 洗濯物は室内に干す
- ▷ 目や喉に刺激を感じた場合は洗眼やうがいをし、室内で安静にする

○LINE受信設定

QRコードから友達登録後、「受信情報設定」から「お知らせー健康・福祉・介護」を選択する



▲市LINE公式
アカウント



▲LINE受信設定

募集

市の魅力をインスタグラムで紹介 かすがカメラ部4期生募集

- 応募・問い合わせ先 秘書広報課広報広聴担当
☎(584)1111(代) 📠(584)1145 📠 1011616
✉ koho@city.kasuga.fukuoka.jp

市民で構成されるかすがカメラ部では、部員が見つけた市の魅力を、かすがカメラ部インスタグラムアカウントから発信しています。

部員には、年に4回、プロのフォトグラファーによるカメラ教室を開催しています。

かすがカメラ部の一員として活動しませんか。

対象 市に居住する15～49歳(中学生は除く)で、市に愛着があり、写真やカメラに興味がある人

活動期間 5月～令和8年3月

募集人数 10人程度

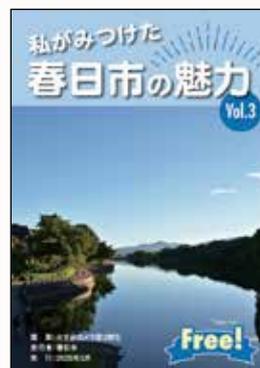
応募方法 5月16日(金)までにEメールで住所、氏名、年齢、電話番号、インスタグラムアカウント名(任意)を記入し、市内で撮影した写真を1枚添付して送信する

※報酬はありません。

○フォトブックの配布

かすがカメラ部インスタグラムで反響の多かった投稿などをまとめたフォトブックを無料配布しています。

配布場所 市役所市民課、秘書広報課など



▲フォトブック



▲かすがカメラ部
Instagram

市政



出前トーク「市長と語る」

5月の日程

問い合わせ先 経営企画課企画担当

☎(584)1111(代) ☎(584)1145 ID 1006782

より良い春日のまちづくりのため、市長が各地区公民館を訪問し、市民の皆さんと意見交換をします。

期日・場所

▷5月26日(月):小倉地区公民館

▷5月27日(火):昇町地区公民館

▷5月30日(金):弥生地区公民館

時間 午後7時～8時30分

講演講座



気軽に参加してください

スマホ教室@スマサポ号(無料)

申込先 ソフトバンク専用コールセンター

☎0800(111)9442(午前10時～午後6時、土・日曜日
も可)

問い合わせ先 デジタル政策課デジタル政策担当

☎(584)1118 ☎(584)1145 ID 1011730

専用車(スマサポ号)内で、オンラインでの講座を受講
できます。貸出機を使用しますので、スマートフォン(ス

マホ)を持っていない人も参加できます。

日時・場所・内容 別表参照

定員 各3人(申込先着順)

申込方法 開催日前日の午後6時までにソフトバンク専用
コールセンターに電話で申し込む

※予約に空きがある場合は、当日参加も可能です。

別表 5月開催スケジュール

期日	①午前11時～正午	②午後0時30分～1時30分	③午後2時30分～3時30分	④午後3時45分～4時45分	場所
9日 (金)	スマホを触ってみよう※1	Androidの使い方 (入門編)※2	Androidの使い方 (基礎編)※3	Androidの使い方 (応用編)※4	市役所
13日 (火)	スマホを触ってみよう※1	iPhoneの使い方 (入門編)※2	iPhoneの使い方 (基礎編)※3	iPhoneの使い方 (応用編)※4	市役所
16日 (金)	iPhoneの使い方 (入門編)※2	iPhoneの使い方 (基礎編)※3	iPhoneの使い方 (応用編)※4	フィルタリングと ネットの危険性※5	いきいきプラザ
20日 (火)	スマホを触ってみよう※1	Androidの使い方 (入門編)※2	Androidの使い方 (基礎編)※3	Androidの使い方 (応用編)※4	市役所
23日 (金)	マイナポータル の活用方法※6	健康保険証利用の登録・ 公金受取口座の登録	始めよう!災害の備え ※7	スマホ決済の使い方※8	市役所
27日 (火)	iPhoneの使い方 (入門編)※2	iPhoneの使い方 (基礎編)※3	iPhoneの使い方 (応用編)※4	スマホのセキュリティに ついて※9	市役所
30日 (金)	スマホを触ってみよう※1	Androidの使い方 (入門編)※2	Androidの使い方 (基礎編)※3	Androidの使い方 (応用編)※4	いきいきプラザ

※1 マップを使いながらスマホの指の操作を学ぶ、カメラ、音声アシスタント機能

※2 スマホの画面の見方、電話、文字入力、メール

※3 マップを使いながら基本操作、ルート検索、カメラの撮影、動画の撮影、QRコード読み取り

※4 インターネットの調べ方、音声操作、アプリの追加方法、移動方法

※5 スマホの危険、フィルタリングを使用するために

※6 「マイナポータルアプリ」の説明や設定方法、健康保険証との連携方法

※7 防災対策・情報収集について、おすすめの防災アプリ

※8 スマホ決済とは、不安要素と対処法、アプリ登録、体験

※9 よくある不安、詐欺の手口、安全な使い方

市政



受け付けが始まります 市運送事業者等支援金

申請・問い合わせ先 地域づくり課商工農政担当 (〒816-8501 春日市役所)

☎(584)1111(代) 📠(584)1153 🆔 1012593

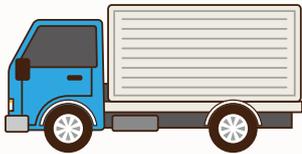
エネルギー価格高騰の影響を受けている運送事業者などに対し、支援金を給付します。

対象要件、給付額、必要書類など、詳しくは市ウェブサイトを見るか、問い合わせてください。

対象 令和7年4月1日時点で、市内で次のいずれかの事業を営む事業者が所有している車両(要件あり)

- ▷トラック運送事業
- ▷乗合バス事業
- ▷貸切バス事業
- ▷タクシー事業・介護タクシー事業
- ▷自動車運転代行業

申請方法 5月12日(月)～8月29日(金)(消印有効)に市ウェブサイトまたは郵便で申し込む



その他



国勢調査が始まります 5年に1度、全員参加の統計調査

応募・問い合わせ先 地域づくり課商工農政担当

☎(584)1111(代) 📠(584)1153 🆔 1014968

日本に住む全ての人と世帯を対象とした日本で最も重要な統計調査です。大正9年から5年ごとに行われています。

世帯員の数、就業状況、住居の種類などの17項目について調査します。

調査結果は、国や地方公共団体における各種行政施策の策定・推進のためだけでなく、民間企業や研究所などでも幅広く活用されています。

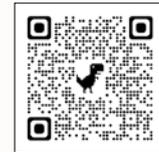
調査期日 10月1日

○調査員募集

任期 8月下旬～10月下旬

報酬 4万9,000円～9万円程度

応募方法 市ウェブサイトから申し込むか、窓口で申込書を提出する



市政



忘れていませんか 所得の申告

問い合わせ先 国保医療課国保担当

☎(584)1111(代) 📠(584)1141

国民健康保険の加入者とその世帯の世帯主は、所得の有無に関わらず、全員が前年中の所得を申告する必要があります。

申告が必要な人がいる世帯には、申告書を郵送しますので、速やかに提出してください。

ただし、次に該当する場合は、申告の必要はありません。

- ▷勤務先で年末調整をしている
- ▷春日市や税務署で申告をしている

▷扶養親族として家族が申告している

▷収入の種類が老齢年金のみである

※収入の種類が遺族年金か障害年金のみの場合は、申告が必要です。

※令和7年1月2日以降に春日市に転入した人は、1月1日に住民票のある市町村に申告する必要があります。

注意事項

所得の把握ができない人がいる世帯は、次の取り扱いとなります。

▷国民健康保険税の軽減がかかる世帯であっても、正しい軽減判定ができません。

▷高額療養費などの給付で、正しい所得区分の判定ができません。

年金



知っていますか

老齢基礎年金の繰上げ・繰下げ受給

問い合わせ先 南福岡年金事務所

☎(552)6112(音声ガイダンスの後①→②を押す)

☎(541)7649

老齢基礎年金は、原則として65歳から請求することができますが、希望すれば、60～64歳までの間で繰り上げ、または66～75歳までの間で繰り下げて請求することができます。受給額は、繰り上げの場合は減額され、繰り下げの場合は増額されます。

○繰上げ受給

60～64歳の間に請求することができる制度です。年金事務所です手続きをしてください(要予約)。

▷1カ月請求を早めるごとに0.4%減額される(60歳から受給した場合、最大24%減額)

※昭和37年4月1日以前生まれの人は1カ月×0.5%減額されます。

▷減額される割合は、年金額の改定があっても変更されない

注意事項

▷既に受給中の年金が支給停止になることがある

▷繰り上げ請求後に、病気やけがなどで一定の障がい状態になったとき、障害基礎年金の請求ができない

▷老齢基礎年金の受給額を増額させる60～65歳までの任意加入ができない

○繰下げ受給

65歳で老齢基礎年金を請求せず、66～75歳(昭和27年4月1日以前生まれの人は70歳まで)の間に年金を請求できる制度です。

▷1カ月請求を遅らせるごとに0.7%増額される(70歳まで繰り下げた場合は42%、75歳まで繰り下げた場合は84%増額)

▷繰り下げている間は、老齢基礎年金を受給できない

市政



令和7年1月診療分から行えます

高額療養費の支給申請手続きの簡素化(自動振込)

問い合わせ先 国保医療課国保担当

☎(584)1111(代) ☎(584)1141 ID 1000923

これまでの高額療養費の申請では、該当月ごとに申請が必要でしたが、簡素化の手続きを行うことで、次回以降の申請が不要となり、指定口座に自動的に振り込まれます。

高額療養費の支給が見込まれる世帯には、案内通知を送付しますので、窓口で簡素化の申請手続きをください。

簡素化の手続き後、最短で診療月の3カ月後から自動振込となりますが、診療内容の審査などで遅れる場合があります。また、手続きをした場合でも、診療内容によって領収書の提示を求める場合があります。

申請に必要なもの

▷案内通知

▷高額療養費支給申請書兼同意書(簡素化対象世帯用)

※窓口にあります。

▷本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証など)

▷世帯主の振込先情報

▷委任状(世帯主以外の人が申請する場合、または世帯主以外の人のお座に振り込みを希望する場合)

注意事項

▷自動振込の対象は、簡素化の手続き後に発生する高額療養費のみです。

▷令和6年12月以前の診療分については、今までどおり該当月ごとに申請が必要です。

▷世帯主や国民健康保険記号番号に変更があった場合は、簡素化が停止されるため、再度手続きが必要です。



市からのお知らせ

市政



苦情や救済の申し出ができます 市男女共同参画苦情処理制度

提出・問い合わせ先 人権男女共同参画課人権男女共同参画担当 (〒816-0806光町1-73男女共同参画センターじよなさん)

☎(584)1201 📠(584)1181 🆔 1001054

男女共同参画の推進に関する市の施策や、人権侵害についての苦情や救済の申し出を受け付けています。

受け付けた苦情は、申出人や関係者(相手方)から話を聞いた上で、公平・公正に検討し、必要な場合は相手方に改善を求め、申出人にも報告します。

申出方法 窓口か郵便で申出書を提出する
※申出書は、窓口または市ウェブサイトで入手できます。

※代理人が提出する場合は、委任状が必要です。

募集



施策の提案を募集します 男女共同参画の推進に関すること

提出・問い合わせ先 人権男女共同参画課人権男女共同参画担当

☎(584)1201 📠(584)1181 🆔 1001055

男女共同参画の推進に関する市の施策について、市民や事業所などから、施策の提案を随時受け付けています。

提案された施策が、男女共同参画の推進に有効と認められた場合は、その施策の実施に努めていきます。

提出方法 窓口で市指定の提案書を提出する
※提案書は市ウェブサイトで入手できます。



子育て・教育



放課後児童クラブ(学童保育) 夏休み期間の入所の受け付けを開始します

申込・問い合わせ先 市放課後児童クラブ事務局 (〒816-0863須玖南4-27フォーサイト須玖南R・SCoMo1階)

☎(558)7626 (📠兼用) ※月～土曜日の午前10時～午後6時 🆔 1001532

入所のしおりや申請書は、事務局ウェブサイトか、各クラブまたは事務局で入手できます。

対象 児童の保護をする人が1日4時間以上家庭にいない日が、月に16日以上(日曜日を除く)ある世帯

申込方法 5月1日(休)～31日(土)(必着)に各クラブまたは事務局窓口か郵便で申請書を提出する(オンライン申請可)

※詳しくは入所のしおりを確認してください。

申込先 各クラブまたは事務局



▲事務局ウェブサイト

募集



意見を募集します(パブリックコメント) 西鉄春日原駅周辺地区・南部白水地区の地区計画案

提出・問い合わせ先 都市計画課計画担当 (〒816-8501春日市役所)

☎(584)1111(代) 📠(584)1143 🆔 1015282

✉ tosi@city.kasuga.fukuoka.jp

地区計画(案)を公表し、意見を募集します。

公表する地区計画(案)

▷西鉄春日原駅周辺地区地区計画(案)

春日原北町、春日原東町地内

▷南部白水地区地区計画(案)

星見ヶ丘および大字上白水・大字下白水地内

公表期間 5月2日(金)～16日(金)

公表場所 都市計画課および市ウェブサイト

提出方法 公表期間内(必着)に郵便、窓口、ファクス、

Eメールのいずれかで意見書(様式)を提出する

※様式は窓口または市ウェブサイトで入手できます。

健康



5月下旬に受診券が送付されます 後期高齢者歯科健診

問い合わせ先 県後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター

☎(651)3111 ☎(651)3901

口腔機能低下や誤嚥性肺炎などの疾病を予防するため、歯科健診を受けましょう。

対象 昭和20年4月1日～同25年3月31日生まれの人
(長期入院、施設入所の人などを除く)

受診期間 6～12月

受診料 300円

持ってくるもの

- ▷ 受診券(記入したものの)
- ▷ マイナ保険証、被保険者証(有効期限内のもの)、資格確認書など

受診方法 同広域連合が指定する実施医療機関に受診予約をする

※実施医療機関は受診券に同封している一覧表を見てください。

市政



6月2日(月)までに納付してください 普通自動車税(種別割)・軽自動車税(種別割)

問い合わせ先

▷ 普通自動車税(種別割)について: 県筑紫県税事務所自動車税係

☎(513)5576 ☎(513)5597

▷ 軽自動車税(種別割)について: 税務課市民税担当

☎(584)1111(代) ☎(584)1141 ID 1000903

4月1日時点の普通自動車・軽自動車の所有者に、5月上旬に納税通知書を郵送します。

金融機関、コンビニエンスストア、口座振替(要事前手続き)、スマホ決済などで、納期限までに納付してください。

また、納付書に表示される地方税統一QRコード(eL-QR)やeL番号を利用して、クレジットカードやインターネットバンキングなどのキャッシュレス納付も可能です。詳しくは地方税お支払サイトを見てください。

なお、車検のある車両については、軽自動車検査協会や運輸支局などがオンライン上で納付状況を確認できるため、車検用納税証明書は郵送しません。

※普通自動車税(種別割)も、車検用納税証明書の郵送はしません。



健康



年に一度は受けましょう 後期高齢者健康診査

問い合わせ先

▷ 後期高齢者医療の健康診査について: 県後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター

☎(651)3111 ☎(651)3901

▷ 集団健診について: 健康課健康づくり担当

☎(501)1134 ☎(501)1135 ID 1008442

受診票は4月下旬に郵送しています。年度途中で被保険者になる人は、誕生月に送付します。

▷ 個別健診

受診期限 令和8年3月31日

場所 健診実施医療機関

申込方法 電話などで病院に直接予約する

▷ 集団健診

受診期間 7月～令和8年1月(計42回実施)

場所 いきいきプラザ

※申し込みは6月10日(火)からです。詳しくは市報6月号に掲載する予定です。

受診料 500円

持ってくるもの

- ▷ 後期高齢者健康診査受診票
- ▷ マイナ保険証、被保険者証(有効期限内のもの)、資格確認書など

